

2007年(平成19年)1月22日

経済産業省 商務情報政策局
消費経済部 製品安全課 御中

大阪弁護士会
会長 小寺 一 矢

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見書

経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課が平成18年12月29日に公示し、意見募集を行っている消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(案)について、本会は次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

消費生活用製品安全法の改正法(案)が、事業者に報告義務を課すこととした「重大製品事故」の定義に関して、同改正法2条5項による委任を受けた同法施行令の一部を改正する政令(案)第4条1号口は、「重大製品事故」の要件として、「負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの又はこれらが治つたとき(その症状が固定したときを含む。)において主務省令で定める身体の障害が存するもの」と規定している。

しかし、事業者に報告義務が課される「重大製品事故」とは、治療期間に30日以上を要する負傷又は疾病や後遺障害が残る負傷又は疾病に限定するべきではなく、比較的軽微な負傷又は疾病が生じた製品事故も広く含むよう、単に「負傷又は疾病を招来するもの」とするべきである。

第2 意見の理由

- 1 政令(案)第4条第1号口においては、「重大製品事故」の要件が、負傷又は疾病が30日以上の治療を要するものと後遺障害が残るものとに限定されている。

しかし、重大製品事故の定義は、行政に報告すべき事故の範囲を画するものであり、これを治療期間に30日以上を要する負傷又は疾病や、後遺障害が残る負傷又は疾病に限定するべきではなく、報告すべき事故の範囲を人身被害の生じた製品事故全般に及ぼすべきである。

- 2 まず、回転ドアの事故やエレベーターの事故のように、身体の欠損や長期の治療を要するような程度にまで至らない事故が繰り返された後に死亡事故が発生している例が繰り返されているという社会的事実を看過してはならない。換言すれば、重大製品

事故を限定することにより、死亡事故又は重傷事故の予兆とでもいうべき事故の情報を見逃すことにより、結局は、死亡事故又は重傷事故の発生を防止できないという結果をもたらすことは明らかである。要するに、行政に報告すべき事故の範囲を30日以上の治療を要する負傷又は疾病や後遺障害が残る負傷又は疾病に限定するというのであれば、それは、もはや死亡事故や重傷事故の発生を未然に防ぐことを放棄することになってしまうのである。

- 3 次に、改正消費生活用製品安全法は、その第1条において、「一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため」と目的が規定されており、忠実に一般消費者の生命又は身体に対する危害を防止する制度を構築すべきである。そのためには、比較的軽微ではあっても人身被害をもたらすような製品事故をひろく「重大製品事故」として捉え、死亡事故や重傷事故が発生する前に、その予兆というべき事故が発生したときに報告義務を課す制度を構築しなければならない。
- 4 さらに、行政に報告すべき事故の範囲を人身事故全般に及ぼしたとしても、もとより、事業者は、自己の製品を市場に投入する以上は、消費者が当該製品によって危害を受けることのないよう情報を提供すべき義務を負っているのであるから、本意見書はこの本来の義務の履行を求めるに過ぎないのである。
- 5 したがって、行政に報告すべき事故の範囲を30日以上の治療を要する負傷又は疾病や後遺障害が残る負傷又は疾病に限定する理由は何一つなく、人身事故について、絶対に報告義務を課さなければならない。任意の事故情報報告制度では、製品安全の確保に積極的な事業者からの報告は期待できても、そうでない事業者からの報告は必ずしも期待できないのであり、そのような事業者の製品事故こそ見逃すべきではない。

以上